

矢掛町総合運動公園  
指定管理者募集要項

令和 7 年 1 0 月  
矢掛町

## 目 次

|    |              |       |
|----|--------------|-------|
| 1  | 指定管理者制度の趣旨   | 1     |
| 2  | 募集の概要        | 1～2   |
| 3  | 本施設の概要       | 2     |
| 4  | 募集スケジュール     | 3     |
| 5  | 指定管理者が行う業務   | 3～9   |
| 6  | 指定期間         | 9     |
| 7  | 指定管理業務に関する経費 | 9     |
| 8  | 剰余金に関する取り扱い  | 9～10  |
| 9  | 応募資格         | 10    |
| 10 | 応募に必要な書類の配布  | 10    |
| 11 | 質問の受付・回答     | 10    |
| 12 | 現地説明会の開催     | 10    |
| 13 | 応募手続         | 10～11 |
| 14 | 選考方法         | 11    |
| 15 | 協定の締結        | 12    |
| 16 | 問合せ・申込先      | 12    |

## 1 指定管理者制度の趣旨

公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、効率的・効果的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が導入された。

矢掛町総合運動公園は、平成28年4月から指定管理者により管理運営を行っている。

令和8年3月31日として指定期間（5年間）終了に伴い、次期指定管理者を選定するため、管理運営について創意工夫のある提案を期待し、また、スポーツ少年団や、地域の子どもたちとの連携を図ることも重要視し、指定管理者を募集する。

## 2 募集の概要

### （1）施設の名称

矢掛町総合運動公園（以下「本施設」という。）

### （2）指定管理業務の範囲

施設管理業務、維持管理業務、経営管理業務、自主事業として行う業務、維持管理及び修繕・改修等

### （3）指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

### （4）募集及び選定方法

公募方式とし、選定については、矢掛町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て指定管理者候補（以下「候補者」という。）を決定する。

### （5）選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知する。また、町の公式ホームページでも公表する。

### （6）協議

選定委員会による選定結果をもとに、町と候補者は指定管理業務の細目について協議を行う。

この場合、町は必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。

### （7）指定、協定

町は、矢掛町議会（令和7年12月定例会提案予定）において候補者を指定管理者として指定する議決が得られた後、協定を締結する。

(8) 問合せ先

矢掛町 教育課 健康スポーツ係

住所 〒714-1222 岡山県小田郡矢掛町西川面1307番地3

電話 0866-83-1100 FAX 0866-83-1120

3 本施設の概要

名 称：矢掛町総合運動公園

所在地：岡山県小田郡矢掛町矢掛342番地

目 的：本施設は、スポーツ及びレクリエーションの実践、その他各種行事の用に供し、町民の健康増進及び利用者相互の親睦を図り、町民のライフステージに応じた生涯スポーツを提供していく施設。

敷地面積：16.63ha

施 設：

| 施設名                      | 概要・規格等                                                                              |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| うぐいす球場<br>(野球場)          | 10,594 m <sup>2</sup><br>両翼 90m, センター110m, 外野天然芝, 内野黒土                              |
| 遊のおか<br>(こども広場)          | 2,800 m <sup>2</sup><br>噴水広場, 大型複合遊具などを備えた人工芝のひろば                                   |
| やっこスライダー<br>(芝すべりゲレンデ)   | 321 m <sup>2</sup> (滑走部)<br>人工芝のゲレンデを専用ソリで滑る施設                                      |
| 本陣ドーム<br>(ドームシェルター)      | 735.4 m <sup>2</sup><br>直径 30m 全天候型施設                                               |
| 飛脚グラウンド<br>(多目的グラウンド)    | 15,645 m <sup>2</sup> 全面天然芝グラウンド, 照明設備有<br>サッカー (1面), ジュニアサッカー (2面),<br>ソフトボール (2面) |
| わかさまひろば<br>(健康広場)        | 1,756 m <sup>2</sup> 全面天然芝<br>健康遊具 6基, 休憩施設有                                        |
| けやりコート<br>(テニス兼フットサルコート) | 3,870 m <sup>2</sup> 砂入り人工芝, 照明設備有<br>テニスコート (4面), フットサルコート (2面)                    |
| さくらひろば                   | 934.1 m <sup>2</sup> 散策道                                                            |
| ひめさまのおか<br>(多目的広場)       | 駐車場等で利用できる施設                                                                        |

【備考】管理棟, クラブハウス, 駐車場, 駐輪場も含む。

#### 4 募集スケジュール

| 日程     |                           | 内容                            |
|--------|---------------------------|-------------------------------|
| 令和 7 年 | 10 月 14 日（火）～10 月 24 日（金） | 指定管理者募集要項等の公表                 |
|        | 10 月 15 日（水）～10 月 27 日（月） | 募集内容に関する質問の受付                 |
|        | 10 月 29 日（水）              | 現地説明会の実施                      |
|        | 10 月 31 日（金）              | 質問に対する回答                      |
|        | 11 月 4 日（火）～11 月 10 日（月）  | 応募の受付                         |
|        | 11 月中                     | プレゼンテーション・選考委員会の実施・選考結果の公表    |
|        | 12 月中旬（12 月議会）            | 指定管理者の指定（議会による議決）・指定管理者について告示 |
|        | 12 月下旬                    | 指定管理者へ指定通知                    |
| 令和 8 年 | 令和 8 年 3 月中旬（3 月議会）       | 指定管理委託料と債務負担行為（議会による議決）       |
|        | 令和 8 年 4 月 1 日（水）         | 基本協定書の締結                      |
|        |                           | 年度協定書の締結                      |
|        |                           | 指定管理者による管理運営の開始               |

※上記スケジュールは募集要項公表時点の予定であり、変更となる場合がある。

#### 5 指定管理者が行う業務

##### i 指定管理者の必須業務の範囲

##### （1）施設管理業務

##### 【共通事項】

- ① 指定管理者は、施設管理業務の実施にあたっては、矢掛町都市公園条例（昭和 59 年 3 月 9 日条例第 2 号。以下「条例」という。）及び矢掛町都市公園条例施行規則（昭和 59 年 3 月 31 日規則第 5 号。以下「規則」という。）のほか、関係法令の定めるところに従うこと。
- ② 指定管理者は、町民等の平等利用を確保し、特定の団体や個人に有利又は不利になるような管理は行わないこと。
- ③ 指定管理者は、本施設の管理業務に関して保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律に従い、個人情報取扱事業者としての義務及び個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項第 2 号に規定する地方公共団体の機関が講ずるのと同様の安全管理措置を講じること。

## ア 施設運営業務

### ① 休園日

月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という、）に当たるときは、その翌日とする。年末年始は、12月28日から翌年1月4までとする。

### ② 開園時間

| 区分                       | 開園時間          |
|--------------------------|---------------|
| うぐいす球場<br>(野球場)          | 午前8時30分～午後7時  |
| 飛脚グラウンド<br>(多目的グラウンド)    | 午前8時30分～午後10時 |
| けやりコート<br>(テニス兼フットサルコート) | 午前8時30分～午後10時 |
| やっこスライダー<br>(芝すべりゲレンデ)   | 午前9時～午後5時     |

### ③ 利用料金

矢掛町都市公園条例第10条別表第2の4の施設については有料とする。

なお、条例及び減免に関する内規を定めている団体については、利用料金を減額、又は免除することができる。

## イ 使用及び行為許可業務

使用の許可及び取り消し、使用の制限に当たっては、条例、規則、矢掛町行政手続条例を遵守して行うこと。

## ウ リスク及び責任分担

町と指定管理者との管理業務に係るリスク及び責任分担については、下表を基準に矢掛町総合運動公園の管理運営に関する協定書において決定する。

なお、表中にないリスク及び責任が生じた場合においては、町と協議のうえリスク及び責任分担を決定する。

リスク及び責任分担表

| 種類        | 内容                                              | 負担者 |       |
|-----------|-------------------------------------------------|-----|-------|
|           |                                                 | 町   | 指定管理者 |
| 維持管理、保守点検 | 施設整備、施設内機械設備、施設内備品等の維持管理及び施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検 |     | ○     |

|           |                                                                                             |      |   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|---|
| 利用料金取扱    | 徴収，減免                                                                                       |      | ○ |
| 施設利用申請    | 施設等の利用許可等の受付業務                                                                              |      | ○ |
| 物価変動      | 人件費，物品費等物価変動に伴う経費の増加                                                                        |      | ○ |
| 金利変動      | 金利の変動に伴う経費の増加                                                                               |      | ○ |
| 法令の変更     | 施設管理，運営に影響を及ぼす法令変更                                                                          | ○    |   |
|           | 指定管理者制度に盛況を及ぼす法令変更                                                                          |      | ○ |
| 税制度の変更    | 管理業務に影響を及ぼす税制制度                                                                             | ○    |   |
|           | 一般的な税制変更                                                                                    |      | ○ |
| 自主事業      | 指定管理者制度の自主事業に関する事                                                                           |      | ○ |
| 不可抗力      | 不可抗力（暴風，豪雨，洪水，地震，落盤，火災，争乱，暴動その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴う，施設又は整備の修復，による経費の増加 | ○    |   |
|           | 感染症等の不可抗力に伴う，あらかじめ定められた管理業務に係る経費以外の増加又は経費節減等の管理業務に係る経費をまかなうことができない程の収入の減少による負担の増加           | 協議事項 |   |
|           | 不可抗力に伴う，あらかじめ定められた管理業務に係る経費以外の増加                                                            | 協議事項 |   |
| 書類の誤り     | 仕様書等甲が責任を持つ書類の誤りによるもの                                                                       | ○    |   |
|           | 事業計画書等乙が提出した内容の誤りによるもの                                                                      |      | ○ |
| 資金調達      | 町から指定管理者への経費の支払遅延によって生じたもの                                                                  | ○    |   |
|           | 指定管理者から業者への支払遅延によって生じたもの                                                                    |      | ○ |
| 施設・設備・資料等 | 指定管理者としての注意義務を怠                                                                             |      | ○ |

|          |                                               |   |   |
|----------|-----------------------------------------------|---|---|
| の損傷      | ったことによるもの                                     |   |   |
|          | 経年劣化によるもの（小規模なもの）                             |   | ○ |
|          | 経年劣化によるもの（上記以外）                               | ○ |   |
|          | 第三者の行為から生じた小規模なもので当該第三者が特定できないもの              |   | ○ |
|          | 第三者の行為から生じた上記以外のもので当該第三者が特定できないもの             | ○ |   |
| 第三者への賠償  | 指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合                |   | ○ |
|          | 上記以外の損害を与えた場合                                 | ○ |   |
| セキュリティ   | 警備不備による情報漏えい又は犯罪発生                            |   | ○ |
| 事業終了時の費用 | 指定管理が終了した場合又は指定期間の中途において管理業務を廃止した場合における乙の撤収費用 |   | ○ |

【備考】 本表に定める事項に疑義が生じ、又は本表に定める事項以外に不測の事態が生じた場合は、町と指定管理者が協議の上、リスク分担を定める。

## （２）維持管理業務

### ア 保守管理業務（修繕を含む。）

指定管理者は、施設の機能と環境を維持し、本施設におけるサービス提供が常に円滑に行われるよう、建築物の保守管理業務を行うこと。

対象範囲は、外壁、建具（内部・外部）、天井、内壁、床、階段等の各部位とし、以下により、その点検・保守等を実施すること。

①日常的に点検を行い、部位の劣化、破損、腐食、変形等があった場合は、迅速に修繕を行い、適正な性能及び機能が発揮できる状態に保つこと。

②施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めること。

③関係法令等の定めにより、点検等を実施すること。

### イ 清掃業務

指定管理者は、本施設について良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての快適な空間を保つために、清掃業務を実施すること。

清掃は、できる限り利用者の妨げにならないように実施すること。



#### ウ 植栽維持管理業務

指定管理者は、本施設の植栽を適切に保護、育成することにより、豊かで美しい施設環境を維持すること。

#### エ 設備維持管理業務

指定管理者は、本施設内の設備機器について、運転、監視、点検、保守整備等の業務を実施することとする。

- ・電気設備
- ・空調設備
- ・給排水衛生設備
- ・その他の設備

なお、指定管理者は、施設の機能を維持するとともに、利用者が快適に施設を利用できる良好な環境を提供すること。業務にあたっては、確実性、安全性及び経済性に配慮するとともに、正常に機能しないことが明らかになった場合には、適切な方法により対応するとともに、速やかに町へ報告すること。

#### オ 備品管理業務

指定管理者は、施設管理に支障をきたさないよう、Ⅰ種備品（町が所有する施設に備える備品）及びⅡ種備品（指定管理者が自己費用により調達した備品）を良好な状態に保つとともに、指定管理業務実施の用に供することができなくなった場合は、矢掛町と協議のうえ、必要に応じてⅠ種備品は矢掛町又は指定管理者が調達し、Ⅱ種備品については、調達及び修理、廃棄等に係る費用は指定管理者が負担することとする。

なお、既に本施設に設置されている本町の備品が、故障等により使用できなくなった場合は、速やかに町が修理することとする。

#### カ 保安警備業務

指定管理者は、本施設の秩序及び規律の維持、盗難や破壊等の犯罪の防止、火災等の災害の防止、利用者の安全等を目的とする保安警備業務を行うこと。

業務の実施にあたっては、警備業法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。

本施設において、けが人や病人の発生、盗難や火災などの事故が発生した場合は、速やかに適切な対応を行うとともに、町に報告すること。

#### キ その他の業務

##### ①町への報告

- ・指定管理者は、測定、検査、調査その他の活動によって、特に改善や変更を要すると認める事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度町に報告すること。
- ・関係官庁等の立入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協

力すること。

また、改善命令等を受けたときには、具体的な改善方法について、速やかに町に報告すること。

・関係法令等による点検等を行った場合は、報告書を町に提出すること。

(3) 経営管理業務

ア 維持管理マニュアルの作成

イ 事業計画の作成

ウ 事業報告の作成

エ モニタリング

オ 関係機関との連帯

カ 指定期間終了後の引継業務

キ その他の業務

ii 自主事業として行う業務の範囲

指定管理者は、自らの企画及び負担により、本施設内において、以下の条件等に基づき、施設の利用促進や入園者の利便性向上等を目的とする自主事業を実施することができる。

(1) 自主事業は指定管理者自らが行うこととし第三者に行わせることはできない。

(2) 自主事業に要する経費は、指定管理者が負担するものとする。

(3) 自主事業を行う場合には、事前に町と協議を行い、町の承認を得るとともに、事業に必要な許可等は指定管理者自ら取得すること。

ア 教室及び大会運営、各種催事等の企画運営

施設の利用促進や利用者の利便性向上等を図るために、教室及び大会運営や各種催事等の企画・運営をすることができる。

イ 物品の販売業務

本施設の一部を利用し、土産物及び飲食物等の販売をすることができる。

ウ その他の業務

上記以外の事業を行う場合は、次の条件等に基づいて行うこと。

・自主業務の内容は、本施設の設置目的に適合するものとし、指定管理者は、その具体的実施内容について町に提案し、事前に町の承認を得ることとする。

また、自主提案開始後に、業務内容の変更を行う場合も同様とする。

iii 維持管理及び修繕・改修等

(1) 管理施設の大規模な修繕、改造、増築等に係る費用は、町の負担とし、日常の管理業務で発生する軽微な修繕等に係る費用は、指定管理者の負担とする。

(2) 管理施設の修繕等は、原則として、1件（合理的な理由のある工事単位）につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものの修理は、町との協議事項とし、10万円を超えた部分は町が負担し、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下は、指定管理者の負担とする。ただし、指定管理者

の責任により破損したものの修繕は、すべて指定管理者の負担とする。

(3) 修繕等により生じた更新施設等は、すべて町に帰属する。

## 6 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

## 7 指定管理業務に関する経費

指定管理者業務にかかわる全ての経費は、町が支払う指定管理委託料、利用料金収入及びその他の収入をもって充てるものとする。

指定管理料の上限額、5年間の総額140,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。なお、単年度の指定管理料の金額は、指定管理者の提出される収支予算書を基に協議の上で決定する。

(1) 過去3か年の利用料金実績額及び利用人数（件数）は次のとおりである。

| 年度    | 利用料金       | 利用人数（件数）                |
|-------|------------|-------------------------|
| 令和4年度 | 4,837,070円 | 芝すべり 16,940人、その他 1,151件 |
| 令和5年度 | 4,483,090円 | 芝すべり 14,070人、その他 1,160件 |
| 令和6年度 | 4,299,840円 | 芝すべり 13,744人、その他 964件   |

※利用人数（件数）のその他件数は、野球場、多目的グラウンド、テニスコート兼フットサルコートのことである。

※利用料金については、減免及び免除している団体もあるので、条例で定めている金額全てが収入とはならない。

(2) 過去3か年の施設に要する経費は次のとおりである。

| 年度    | 経費          |
|-------|-------------|
| 令和4年度 | 25,267,351円 |
| 令和5年度 | 25,511,778円 |
| 令和6年度 | 26,957,636円 |

## 8 剰余金に関する取り扱い

(1) 収支決算の結果、剰余金が生じた場合には、原則は指定管理者の利益とするが、その額が管理業務の実施状況、決算の状況に照らし過大であると認める場合は、協議により剰余金のうち町に納める額、その他の目的にあてる額を定める。当該収支決算の結果、不足金が生じて、指定管理者委託料の増額は行わない。

(2) 前文の場合において、町の収入は、次年度7月末までに指定管理者から町への寄付によるものとする。

## 9 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に矢掛町総合運動公園を管理運営できる法人、その他の団体（以下「団体等」という。）とする。ただし、次のいずれかに該当する団体等は応募できない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加資格を取り消されている又は制限されている団体等。
- ② 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は矢掛町暴力団排除条例に規定する団体等。
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び町税等を滞納している団体等。
- ⑤ その他、町長が応募することが適当でないと判断した団体等。

## 10 応募に必要な書類の公表

募集要項等応募に必要な書類の公表（町ホームページへの掲載）を令和7年10月14日（火）から令和7年10月24日（金）まで矢掛町教育課健康スポーツ係にて行う。

## 11 質問の受付・回答

質問がある場合、期間内に「質問書」に必要事項を記載し、以下提出場所へ提出すること。  
回答については、10月31日（金）までにメールにて回答をする。

- （1）受付期間 令和7年10月15日（水）～10月27日（月）17時
- （2）提出方法 電子メールにより提出し、到着を電話にて確認すること。
- （3）提出場所 矢掛町 教育課 健康スポーツ係  
電 話 0866-83-1100  
メール kaiyou@town.yakage.lg.jp

## 12 現地説明会の開催

現地説明会を以下のとおり実施するので、応募予定者は、必ず参加すること。

「現地説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、矢掛町B&G海洋センターへ10月27日（月）17時までに、電子メールで提出すること。

- （1）日時 令和7年10月29日（水） 14時～
- （2）場所 矢掛町総合運動公園

## 13 応募手続

応募希望者は以下のとおり、応募書類を提出すること。

- （1）募集期間 令和7年11月4日（火）～11月10日（月）17時
- （2）提出場所 矢掛町 教育課 健康スポーツ係（矢掛町B&G海洋センター）
- （3）提出方法 海洋センター窓口へ持参のこと。郵送による提出は認めない。

(4) 提出書類 次に記載する書類を、正本1部、副本12部提出すること。

- ・矢掛町指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ・誓約書及び承諾書（既定様式）
- ・事業計画書（任意様式）
- ・収支計画書（任意様式）
- ・申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書
- ・申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書
- ・類似事業の収支決算書及び事業報告書  
（4年度～6年度の指定管理をしていた時期のもの）
- ・定款、寄付行為、規約、会則又はこれらに類する書類
- ・法人格を有する団体においては履歴事項全部証明書
- ・団体等の役員名簿（氏名、住所、生年月日の記載があるもの）
- ・国税及び地方税の滞納のないことがわかるもの（完納証明書）

#### 1.4 選考方法

提出書類の審査及びプレゼンテーションにより、選定委員会において選考し、優秀提案者を決定する。

##### (1) 選定委員会

令和7年11月中に選定委員会を開催する。

##### (2) 審査方法（選定基準に基づき審査）

審査については、評価点の合計が配点合計の6割に満たない者は、当該順位付けに参入しない。

同点の場合は、見積書の金額の低い参加者を上位とする。

#### ※審査項目及び配点

| 選定基準                                      | 審査項目                      | 審査内容                                                       | 配点      |
|-------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------|---------|
| 利用者の平等な利用を確保することができるものであること。              | 管理運営の基本方針                 | ・ 公の施設としての設置目的への理解                                         | 5       |
|                                           |                           | ・ 町の管理運営方針との整合性                                            | 5       |
| 施設の機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること。 | サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組 | ・ サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果<br>（教室・大会に関する自主事業及び地域との連携を図る） | 15      |
|                                           |                           | ・ 利用促進に向けた方策<br>・ 利用者ニーズの把握と管理運営への反映の各方策                   | 10<br>5 |

|                                 |                |                                                                                                                                      |               |
|---------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                                 | 危機管理に関する取り組み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等緊急時及び事故防止の取組や事故発生時の対応<br/>(施設の安全点検計画の策定など)</li> <li>・個人情報の保護, 秘密漏洩防止, 情報管理への対応</li> </ul> | 5<br>5        |
|                                 | 効率的な管理運営に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理料の要望額</li> <li>・収支計画の妥当性、実現の可能性</li> <li>・効率的な維持管理計画</li> </ul>                          | 10<br>10<br>5 |
| 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。 | 申請者の管理運営体制     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制</li> <li>・類似施設の管理実績</li> </ul>                                                          | 5<br>15       |
|                                 | 法令等の遵守状況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働法令その他の関係法令等についての監督官庁からの指導等の状況</li> </ul>                                                   | 5             |
|                                 |                |                                                                                                                                      | 100           |

### (3) 選定結果の公表

選定理由を付して、令和7年11月中に文書で全ての提案者に通知すると同時にホームページに公開する。

#### 1.5 協定の締結

町は矢掛町議会において候補者を指定管理者として指定する議決が得られた後、次の協定を締結する。

##### (1) 基本協定

指定期間全体（5年間）を通じての基本的な事項を定めた協定

##### (2) 年度協定

年度ごとの事業実施に係る事項を定めた協定

#### 1.6 問合せ・申込先

- (1) 住 所：〒714-1222 岡山県小田郡矢掛町西川面1307番地3
- (2) 担当部署：矢掛町 教育課 健康スポーツ係
- (3) 電話番号：0866-83-1100
- (4) FAX：0866-83-1120
- (5) メール：kaiyou@town.yakage.lg.jp

※問合せ対応時間、平日9時～17時までとする。（土日祝日は除く）